

令和3年度福岡県農業労働力確保緊急対策事業

新型コロナウイルス感染症対応に係る

農業労働力確保の取組み を支援しています

<対象者>

福岡県内の農業者（個人・法人）、農業団体

1 外国人技能実習生の在留資格変更に伴う掛かり増し経費助成

<補助内容>

- ①資格変更（更新）手数料 1回につき4,000円（定額）
- ②在留資格変更後の賃金増額分 1時間あたり上限100円・・・※1参照

【事例】

技能実習2号から特定技能1号に在留資格を変更（令和3年10月1日）

- ・技能実習2号時の労賃：850円/時
- ・特定技能1号時の労賃：950円/時（10月～3月労働時間数960時間）

- ①特定技能1号の資格変更に係る手数料4,000円
 - ②賃金増額分：950円－850円＝100円・・・※1
100円×960時間＝96,000円
- ①＋②＝100,000円

在留資格の変更例		①資格変更 (更新)手数料	②賃金 増額分
1	技能実習2号→特定活動	○	○
2	技能実習2号→特定活動→特定技能1号	○	○
3	技能実習2号→特定活動→技能実習3号	○	○
4	技能実習2号→特定技能1号	○	○
5	技能実習2号→技能実習3号	○	○
6	技能実習1号→技能実習2号	×	×

助成対象：○ 助成対象外：×

2 集出荷施設の代替労働力確保に伴う掛かり増し経費助成

①賃金増額分 1時間あたり上限350円・前頁※1参照

3 新型コロナウイルス感染症による人手不足解消を目的とした人材募集に係る経費を助成

①農家の人材募集経費：上限37,000円（定額）

②集出荷施設の人材募集経費：上限112,000円（定額）

手続きと必要書類

※補助金支払予定日：令和4年4月予定

手続き	必要書類									
交付申請	<p>①補助金交付申請書（様式2号） ②通帳（補助金振込用口座） など</p> <p>●資格変更手数料 申請の場合 ①手数料納付書 もしくは 監理団体からの証明書※任意様式</p> <p>●賃金増額分 申請の場合 ①賃金増額前と賃金増額後が確認できる書類。 ②賃金台帳の写し</p> <p>・例1 <u>（増額前）技能実習2号</u> ⇒ <u>（増額後）特定技能1号</u> 下表の「A」と「B」が必要。</p> <p>・例2 <u>（増額前）特定活動</u> ⇒ <u>（増額後）技能実習3号</u> 下表の「C」と「A」が必要。</p> <table border="1"><tbody><tr><td>A</td><td>技能実習2号 技能実習3号</td><td>①技能実習計画 認定通知書 ②雇用契約書および雇用条件書</td></tr><tr><td>B</td><td>特定技能1号</td><td>①特定技能雇用契約書、②雇用条件書</td></tr><tr><td>C</td><td>特定活動</td><td>①監理団体からの証明書、②雇用契約書</td></tr></tbody></table>	A	技能実習2号 技能実習3号	①技能実習計画 認定通知書 ②雇用契約書および雇用条件書	B	特定技能1号	①特定技能雇用契約書、②雇用条件書	C	特定活動	①監理団体からの証明書、②雇用契約書
A	技能実習2号 技能実習3号	①技能実習計画 認定通知書 ②雇用契約書および雇用条件書								
B	特定技能1号	①特定技能雇用契約書、②雇用条件書								
C	特定活動	①監理団体からの証明書、②雇用契約書								
↓	●人材募集に係る経費 申請の場合 ①広告会社等からの見積書									
交付決定										
↓	①事業実績報告書（様式10号） ②領収書 または 振込明細票（支払い実績が確認できる書類） など									
実績報告	<p>●賃金増額分 申請の場合 ①賃金台帳の写し</p> <p>●人材募集に係る経費 申請の場合 ①募集広告等の写し</p>									

<事業対象期間> 令和3年4月1日～令和4年3月31日

<お問い合わせ先>

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県農林水産部経営技術支援課

電話：092-643-3494 E-Mail：kshien@pref.fukuoka.lg.jp

[HP]<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/nougyouroudouryokukakuho03.html>

※申請などの手続きは、市町村を通じてとなります。



この事業は国の「農業労働力確保緊急支援事業」と併用はできませんのでご注意ください。